

第1章 保存活用計画(その1)の位置づけと計画に定める内容

1. 本計画の位置づけ

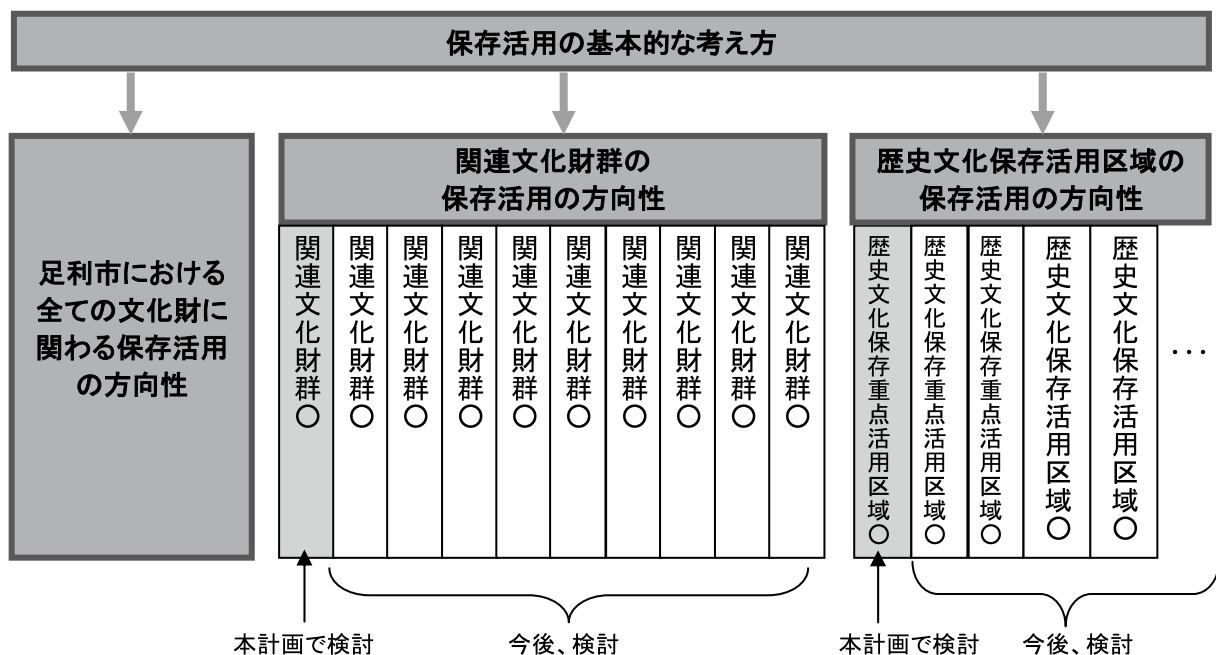
「足利市歴史文化基本構想」(以下、「基本構想」という。)の「第3章-6. 保存活用計画について」において、「保存活用計画」とは、「基本構想」で定めた保存活用の基本的な考え方・基本方針等に基づき、文化財及びその周辺環境の保存活用を具現化するための取り組み内容を明確にする計画として位置づけている。

「基本構想」に基づく、保存活用を具現化するための取り組み内容の検討にあたっては、10ものストーリーを持つ関連文化財群を実行性の高い計画として着実に推進する必要がある。また、関係者も多岐にわたることから、様々な方面において調整を図ることが求められるため、取り組みを段階的に推進していく必要がある。

以上のことから、本計画は「**保存活用計画(その1)**」と題し、**保存活用のアクションプラン**として位置づけ、**保存活用の基本的な考え方とともに、早期に推進すべき取り組みの方向性、内容等を定めるものとする**。今後、本計画に基づく取り組みの進捗状況や社会情勢を踏まえ、新たな保存活用計画の策定が必要となった段階で、その2、その3の保存活用計画の策定を志向する。

2. 本計画に定める内容

前項「1. 本計画の位置づけ」及び「基本構想」において保存活用計画に定める内容として掲げた事項等を踏まえ、本計画には以下に示す内容を定めるものとする。特に、早期に推進すべき保存活用の取り組みについては、「基本構想」において設定した10の関連文化財群、5つの歴史文化保存活用区域から、取り組みとして高い効果が期待できる対象をそれぞれ1つ取り上げて、具体的な方向性を示すものとする。



図：保存活用計画(その1)に定める内容

※網掛けの部分が本計画に定める内容を示す